

県 紋 章





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年9月14日(金) 第9634号

■ 告 示

◎群馬県告示第260号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年9月14日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 指定する区域 安中市中宿字鷹ノ巣下2003番の一部、2003番地先(道)の一部、字更正地1998番の一部、1998番地先(水)の一部、板鼻字湯沢2691番の一部、2692番の一部、2693番の一部、2698番1の一部、2699番の一部、2716番1の一部、字鷹ノ山2651番1の一部、2673番1の一部、2673番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に 適合していない特定有害物質の名称 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合 物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物 合物

◎群馬県告示第261号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年9月14日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大塩沢字松葉1165の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、 その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、 同法第189条の規定により、通知の内容を高山村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年9月14日

群馬県知事 大澤 正明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡高山村大字尻高字北山4469の3、4469の7	相京けさい	共有林

同	有馬正寿	同
同	林伊與作	同
吾妻郡高山村大字尻高字北山4469の9、4469の10、446 9の65、4469の66、4469の82、4469の83	松井信夫	共有林
同	金井梅雄	同
同	登坂福司	同
吾妻郡高山村大字中山字赤根峠5432の2、字権現5480	倉田粂次郎	共有林
吾妻郡高山村大字中山字赤根峠5432の2、5434の1、字権現5480、5514、字仙貫5574	大木庄治郎	共有林
吾妻郡高山村大字中山字赤根峠5434の2	宮内賢録	共有林
吾妻郡高山村大字中山字赤見山5117の1、5117の3、字芳之入5119の1、5119の3、字赤根峠5432の2、5434の1、5434の2、字権現5480、5514、字仙貫5573の1から5573の3まで、5574、字追廻し6860の2、6860の77	小野知昭	共有林
吾妻郡高山村大字中山字権現5480、5514、字赤見山5117の1、字芳之入5119の1、5119の3、字赤見山5117の3、字赤根峠5432の2、5434の1、5434の2、字仙貫5573の1から5573の3まで、字追廻し6860の2、6860の77	倉田良太郎	共有林
吾妻郡高山村大字中山字権現5480、字赤根峠5432の2	関賢一	共有林
同	平形桂七	同
同	平形均三郎	同
同	平形富太	同
同	平形良吉	同
同	柳澤繁造	同
同	増田締吉	同
吾妻郡高山村大字中山字権現5480、5514、字赤根峠5432の2、5434の1	田中又四郎	共有林
同	平形善司	同
吾妻郡高山村大字中山字権現5480、字赤根峠5432の2、54 34の2	平形平八	共有林
同	柳澤照夫	同
吾妻郡高山村大字中山字権現5480、字赤根峠5432の2、54 34の1、字仙貫5574	林仙太郎	共有林
	宮内三吉	共有林

吾妻郡高山村大字中山字権現5514、字赤根峠5434の1、字仙貫5574	倉田甚衛	共有林
吾妻郡高山村大字中山字権現5514、字芳之入5119の1、51 19の3、字赤見山5117の1、5117の3、字赤根峠5434 の1、字仙貫5573の1から5573の3、5574、字追廻し6 860の2、6860の77	武淵文吉	共有林
同	林勇	同
吾妻郡高山村大字中山字権現5514、字赤根峠5434の1、字仙貫5574、字追廻し6860の2、6860の77	平形チウ	共有林
吾妻郡高山村大字中山字権現5514、字赤根峠5434の1、字仙 貫5574	平形文一	共有林
同	増田儀藤太	同
吾妻郡高山村大字中山字権現5514、字赤根峠5434の1	宮内勝造	共有林
同	柳沢ちか	同
吾妻郡高山村大字中山字仙貫 5 5 7 4	倉田正守	共有林
同	武渕亀治	同
同	平形精一	同
同	柳沢米松	同
吾妻郡高山村大字中山字シナノ木6862の2、6862の5、字追廻し6860の3、字程久保6225の1、6225の23から6225の25まで、6225の27、6225の28	飯塚豊久	共有林
同	関文雄	同
吾妻郡高山村大字中山字丑久保4811の2、字峠4808の2、字 北城4813の1、4813の2、4814、字古峠4815、字柳 久保4821の1から4821の3まで、字古峠4819の1		共有林
同	石坂仁右衛門	同
吾妻郡高山村大字尻高字南山4468の5、4468の224、44 68の225、4468の227、4468の229	金井耕三	共有林
同	福田森太郎	同
同	町田髙雄	同
吾妻郡高山村大字尻高字南山4468の31、4468の71、44 68の85、4468の120、4468の200	有馬供吉	
吾妻郡高山村大字尻高字南山4468の44、4468の69、4468の87、4468の128、4468の202、4468の23	有馬貞雄	
吾妻郡高山村大字中山字古道6555の26、字出入6851の2、 6851の13から6851の26まで、字二ツ石6852の3、6	後藤茂	共有林

同	鈴木植四郎	同
同	髙柳時亮	同
吾妻郡高山村大字中山字出入6851の2、6851の13から68 51の26まで、字二ツ石6852の3、6852の24	後藤政樹	共有林

- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡高山村大字尻高字見沢 3 8 4 8 の 1	割田平馬	
吾妻郡高山村大字尻高字見沢3908、3909の1、3909の 2、3915の1、3915の2	山田良子	共有林
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口773	都筑和平	
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口777	伊能功	
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口792	町田髙雄	
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口811の1	霞房雄	
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口3969	松井隆一	
吾妻郡高山村大字尻高字樋之口乙4082	塩原逸五郎	

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。字見沢3848の1
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供

する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年12月26日群馬県告示第338号

教育委員会規則

平成三十年九月十四日に公布する。群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここ

:

群馬県教育委員会教育長 笠 原

寛

群馬県教育委員会規則第十号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

一」を「二二」に改める。

一四」を「三六」に改め、同表富岡特別支援学校の項及び吾妻特別支援学校の項中「一特別支援学校の項中「六一」を「五六」に改め、同表藤岡特別支援学校の項中「一大の項中「四五」を「四八」に改め、同表紹田特別支援学校の項中「一」を「二大」に改め、同表は計画を「三六」を「四八」に改め、同表紹田特別支援学校の項中「一」を「二校の項中「四五」を「四八」に改め、同表紹田特別支援学校の項中「一」を「二校の項中「四五」を「四八」に改め、同表紹田特別支援学校の項中「五七」を「五四」に改め、同表を「二七」に改め、同表あさひ特別支援学校の項中「五七」を「五四」に改め、同表接学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「六一」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支展学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支別表第三前橋高等特別支援学校の項中「三八」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「三六」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「二十」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「三六」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「三六」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「三六」に改め、同表高崎特別支援学校の項中「一四」を「三六」に対している。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年9月14日

群馬県立心臓血管センター院長 内 藤 滋 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 生体情報モニタシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市 亀泉町甲3番地12
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町二丁目39番地7
- 5 落札金額 63,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年7月10日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111